

- ① 純粋に医学的な観点からの死因究明
 - ② 医療事故の発生に至った根本原因の分析（例えば、当該医療機関の人員配置等のシステム上の問題等）
 - ③ インフォームドコンセントをはじめとした患者・遺族と医療従事者とのコミュニケーション等についての評価
- e) また、真相究明の後には、その結果が、遺族への説明、再発防止、更には行政処分、刑事・民事手続等に活用されることが考えられ、その活用の仕方によっても真相究明の在り方は変わってくるのではないかと。
 - f) 医学的な事実関係を明らかにすることが肝要であり、まずは純粋に医学的な観点からの死因究明（上記d①）を行うことが重要である。
 - g) 純粋に医学的な観点からの死因究明（d①）のみを目的とするのではなく、再発防止を視野に入れ、要因分析をした上で、根本原因に遡った提言（d②）ができる組織とし、医療安全に大きな役割を果たすべきである。
 - h) 純粋に医学的な観点からの死因究明等（d①②）に加えて、インフォームドコンセントをはじめとした患者・遺族と医療従事者とのコミュニケーション等についての評価（d③）を行うことも考えられるが、モデル事業等でも十分な実績がなく、慎重に検討していくべきではないかと。
 - i) 調査組織において、行政処分や紛争解決等の一連のことを全て行うのはスペクトルが広すぎるのではないかと。
 - j) 調査が真相究明を目的とするものであったとしても、調査結果については、行政処分、民事・刑事訴訟に活用されることを否定すべきではない。

【調査組織の法的位置付け】

- a) ある程度強制力のある調査機能を有した組織とし、行政機関内に設置することが望ましい。
- b) 調査組織においては、人員及び予算の十分な確保を行うとともに、法的根拠に基づいて、専門的な調査を行うことのできる体制を確保する必要がある。
- c) 今回考えようとしている制度は、できるだけ柔軟に変更可能なものであることが望ましい。

【調査組織の創設に当たって】

- a) 航空・鉄道事故調査委員会や食品安全委員会等の例も参考にしながら、どのような組織をどこに創設し、その地方組織との関係をどうするか等について整理する必要があるのではないかと。